

3議題(4) 大野地区フィーダー申請報告について

●佐世保市地域公共交通会議について

(主な協議内容)

- ・市内コミュニティバスや予約制乗合タクシーの運行に関すること
- ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（通称フィーダー補助）に関すること
- ・その他、地域の実情に即した生活交通に関すること

(佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会における位置付け) ※R6.第2回協議会において承認済

- ・活性化協議会の分科会として位置付けており、道路運送法等に基づく専門的な調査及び検討について、分科会で協議を行い、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる旨協議会規約に定めている。
(規約第3条及び第11条)

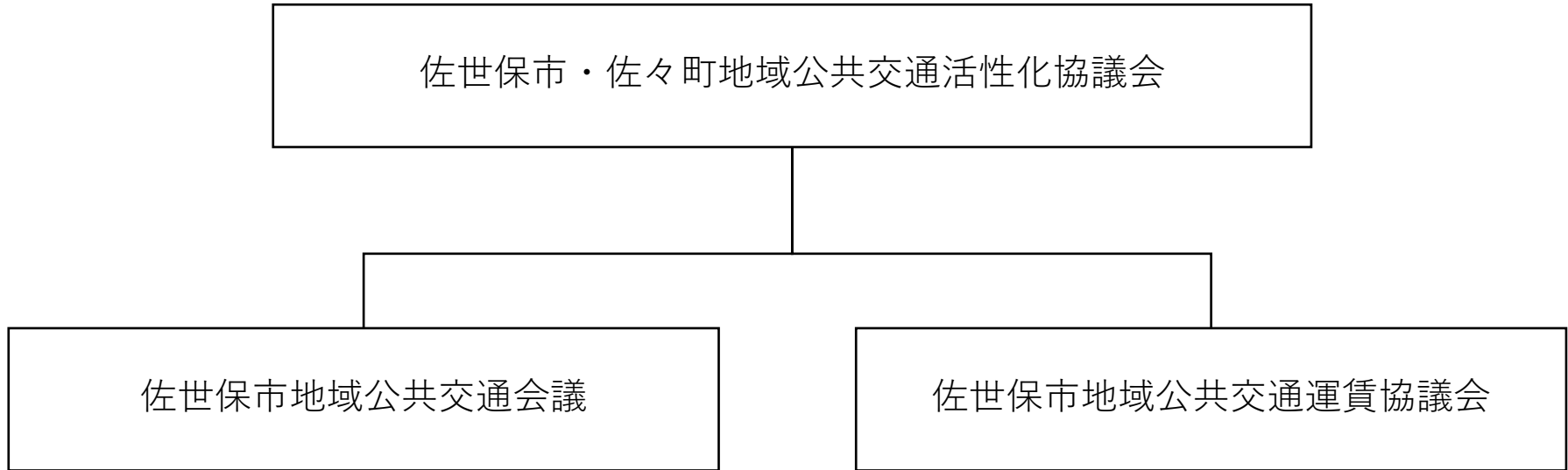
●地域内フィーダー補助の申請について

- ・R8年度対象地区：大野地区（まめバス）

	令和8年度事業
国庫補助認定申請	活性化協議会で協議 (R7.6.18交通会議（書面）にて協議済み)
交付申請	活性化協議会から国へ申請 R8.11月
事業評価の実施	活性化協議会で協議 (R8.1実施予定)
補助対象事業者	活性化協議会 ※活性化協議会から交通事業者へ交付

(R8事業期間：R7.10.1～R8.9.30)

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会 組織図



(主な協議内容)

- ・路線定期運行型コミュニティバス等（大野、中通、日宇）、予約制乗合タクシー（世知原、三川内、柚木、小佐々、江迎、吉井、黒髪）の運行に関すること
- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金に関すること
- ・その他、地域の実情に即した生活交通に関すること

(主な協議内容)

- ・道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関すること

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

7 佐活第 2 号
令和 7 年 6 月 3 0 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会
住 所	佐世保市八幡町 1 番 1 0 号
代表者氏名	会 長 宮 島 大 典

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月30日

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
佐世保市大野地域は、市北部地域の拠点として商業、医療、教育施設等が集積している地域となっており、これらの施設を取り巻くように、松浦鉄道、西肥自動車等の公共交通機関が運行されている。 しかし、当該地域は、三方を山に囲まれ、いわゆる「すり鉢状」の地形を有しており、限られた平坦地に公共施設が林立する中、住宅は斜面地を中心に密集しているため、公共交通機関が発達している割に、交通不便地域が散在するという特殊な移動環境となっている。 坂が多い地理的特性のため、道路の形状もつづら折りとなっている箇所が多く、幅員も狭隘で、総じて勾配も急な状況となっており、平面的には短距離であっても、道のりでは相当の距離を移動しなければならず、高齢者等にとっては身体的な負担も大きい。 更に、昭和40年代頃から盛んに住宅開発が行われてきたことから、市の高齢化率の上昇率以上に、高齢化が進展しているところであり、マイカーから公共交通機関への転換を図るニーズが多いにも拘らず、移動環境が厳しいため、その促進が阻害されている。 こうしたことから、市としては、交通不便地区から幹線へのフィーダー路線を整備し、フィーダーと幹線を連携させることによって、潜在的な利用者の公共交通機関への誘導を図ることとし、移動弱者の安全・安心な移動環境整備を促進する必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
令和8年度1回(1往復)当たりの目標平均乗客数を「3.4名以上」とする。 ※参考 令和6年度 1回当たり平均乗客数実績…3.3名。
(2) 事業の効果
岩下洞穴・瀬戸越団地線を維持することにより、周辺の集落の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
実施主体: 大野地区交通対策協議会 - 交通対策協議会を開催し、運行状況等について協議を行い利便増進を実施 - 回数券、利用促進チラシ等を作成し利便性の向上を目指す 実施主体: 佐世保市 - 時刻表、路線図、その他の情報を市ホームページで公開 実施主体: 西肥自動車株式会社 - 自社のホームページで情報等を掲載
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
● 表1を添付 ● 運行事業者…西肥自動車株式会社(バス事業者) ● 運行事業者決定の経緯 ・ 運行事業者は平成24年度の運行開始時から引き続き同じ事業者が担当している。 ・ 当初、当該地区は上記1のとおり、人口集積があるものの道路環境が厳しく既存バスの運行は困難との判断から、地域の協議会における検討作業の中でもタクシー事業者によるジャンボタクシーの活用を模索した。 ・ しかし、市内には多くのタクシー事業者があり、佐世保市タクシー協会内で調整をお願いしたが事業性が低く本業への影響も大きいとの意見があり、またバス事業者からは既存バス路線を運行することへの反発もあったことから、協力できる事業者は無く、合意形成には相当の時間が見込まれ事業化が困難な状態となった。

・このため、タクシー事業とバス事業への影響を抑える対策は無いかという視点で再検討し、ジャンボタクシーと同程度の車両によるバス事業での運行という方法を事業者に提案したところ、民間バス事業者から新たなバス事業の展開策として参加してみたいとの回答があった。 ・これについて佐世保市タクシー協会と協議を行い、バス事業者が本業の一環として取り組む事業については、タクシー事業者として反対する意向は無いとの確認ができ、バス事業者による運行となった。 ● その他資料として「時刻表」「ルート図」を別紙のとおり添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
佐世保市から運行事業者（西肥自動車株式会社）への補助金額については、運行収入及び国庫補助額を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数について、数値指標による評価を実施 ・大野地区交通対策協議会において、運行状況・実績の共有や、地域住民の意見交換を実施
7. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
岩下洞穴・瀬戸越団地線を運行するバス車両については、運行開始から12年が経過し、走行キロ数は約23万キロを超え早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために買い換え車両を1台購入する必要がある。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1)事業の目標
令和8年度1回（1往復）当たりの目標平均乗客数を「3.4名以上」とする。 ※参考 令和6年度 1回当たり平均乗客数実績…3.3名。
(2)事業の効果
岩下洞穴・瀬戸越団地線を維持することにより、周辺の集落の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6を添付。 なお、佐世保市が国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1)事業の目標
該当なし
(2)事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
○…佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会 ●…佐世保市地域公共交通会議 ○ 令和6年5月1日 開催。地域公共交通計画の変更について協議 ⇒ 出席委員全員意義なく承認を得る。 ● 令和6年6月12日 開催。事業内容等計画全体について協議。【大野地域】 ⇒ 出席委員全員異議なく承認を得る。協議結果を活性化協議会へ報告。 ○ 令和6年6月28日 事業内容等計画全体【大野地域】について、交通会議の協議結果もふまえたうえで、会長の専決処分として決定。 ○ 令和6年9月3日 開催。次期地域公共交通計画・利便増進実施計画について協議 ⇒ 出席委員全員意義なく承認を得る。 ○ 令和6年12月2日 開催。次期地域公共交通計画・利便増進実施計画について協議 ⇒ 出席委員全員意義なく承認を得る。 ● 令和7年1月20日 開催。事業の自己評価について協議【大野地域】 新規運行について協議【烏帽子・弓張・宮・針尾・中里皆瀬地区】 事業内容（運行内容）について協議【宇久地域】 ⇒ 出席委員全員異議なく承認を得る。 ○ 令和7年2月5日 開催。次期地域公共交通計画・利便増進実施計画について協議 ⇒ 出席委員全員意義なく承認を得る。 ● 令和7年2月18日 書面により開催。 既存地区の運行内容変更について協議【世知原・小佐々・三川内・柚木・江迎・吉井地域】 ⇒ 参加委員全員異議なく承認を得る。 ● 令和7年6月18日 書面により開催。 事業内容（運行ルートの変更）計画、事業内容等計画全体について協議。【大野地域】 ⇒ 参加委員全員異議なく承認を得る。協議結果を活性化協議会へ報告。 ○ 令和7年6月30日 事業内容等計画全体【大野地域】について、交通会議の協議結果もふまえたうえで、会長の専決処分として決定。
19. 利用者等の意見の反映
まめバスは平成25年4月から本格運行を開始。その後、路線統合などの利便性向上策を実施している。平成28年度には、住民の意向や利用状況を見ながら、路線延長及び利用の少ない便の見直しを行った。それ以来利用者は順調に伸びており、引き続き、詳細な分析や検討を重ねていくこととしている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）	佐世保市八幡町1番10号
（所 属）	地域未来共創部地域交通課
（氏 名）	木下 夏美
（電 話）	0956-24-1111（内線2777）
（E-mail）	koukou@city.sasebo.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
佐世保市	西肥自動車株式会社	(1) 岩下洞穴・瀬戸越団地線	峰公民館上	白石 アパート前	大野モール	往 4.2km 復 4.2km	243	850.5回			路線定期	②(2)	西肥バス大野バス停 で平戸線等に接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

- (注)
- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
 - 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

■計画運行日数(歴日数)算出基礎

年・月	歴日	平日	土曜日	日・祝日	
R07年10月	31	22	4	5	
R07年11月	30	18	5	7	
R07年12月	31	23	4	4	
R08年01月	31	19	5	7	
R08年02月	28	18	4	6	
R08年03月	31	21	4	6	
上半期計		121	26	35	182
R08年04月	30	21	4	5	
R08年05月	31	18	5	8	
R08年06月	30	22	4	4	
R08年07月	31	22	4	5	
R08年08月	31	20	5	6	
R08年09月	30	19	4	7	
下半期計		122	26	35	183
補助令和8年度		243	52	70	365

■計画運行運行回数 算出基礎

(1)大野地域「まめバス」

計画運行日数:243日 × 1日あたり運行回数(3.5回) = 計画運行回数 850.5回

幹線系統との接続例

●佐世保市大野地域(まめバス)

【大野での接続例】

R7.4.1改正

	大野着	8:57	11:09	12:54	16:04
	佐世保駅前行(平戸桟橋、吉井、松浦発)	9:01	11:29	13:35	16:16
	佐々バスセンター行(バスセンター・北部営業所)	8:59	11:52	13:57	
	平戸桟橋行	9:47	11:47	13:17	16:47
	松浦駅前行	9:18	11:28	13:28	16:28

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	佐世保市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	3,842

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
2,387	峰地域	局長指定
1,455	瀬戸越団地地域	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
佐世保市・佐々町地域公共交通計画	令和7年3月25日	-
佐世保市・佐々町地域公共交通利便増進実施計画	令和7年3月28日	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

佐世保市 人口集中地区(令和2年国勢調査)

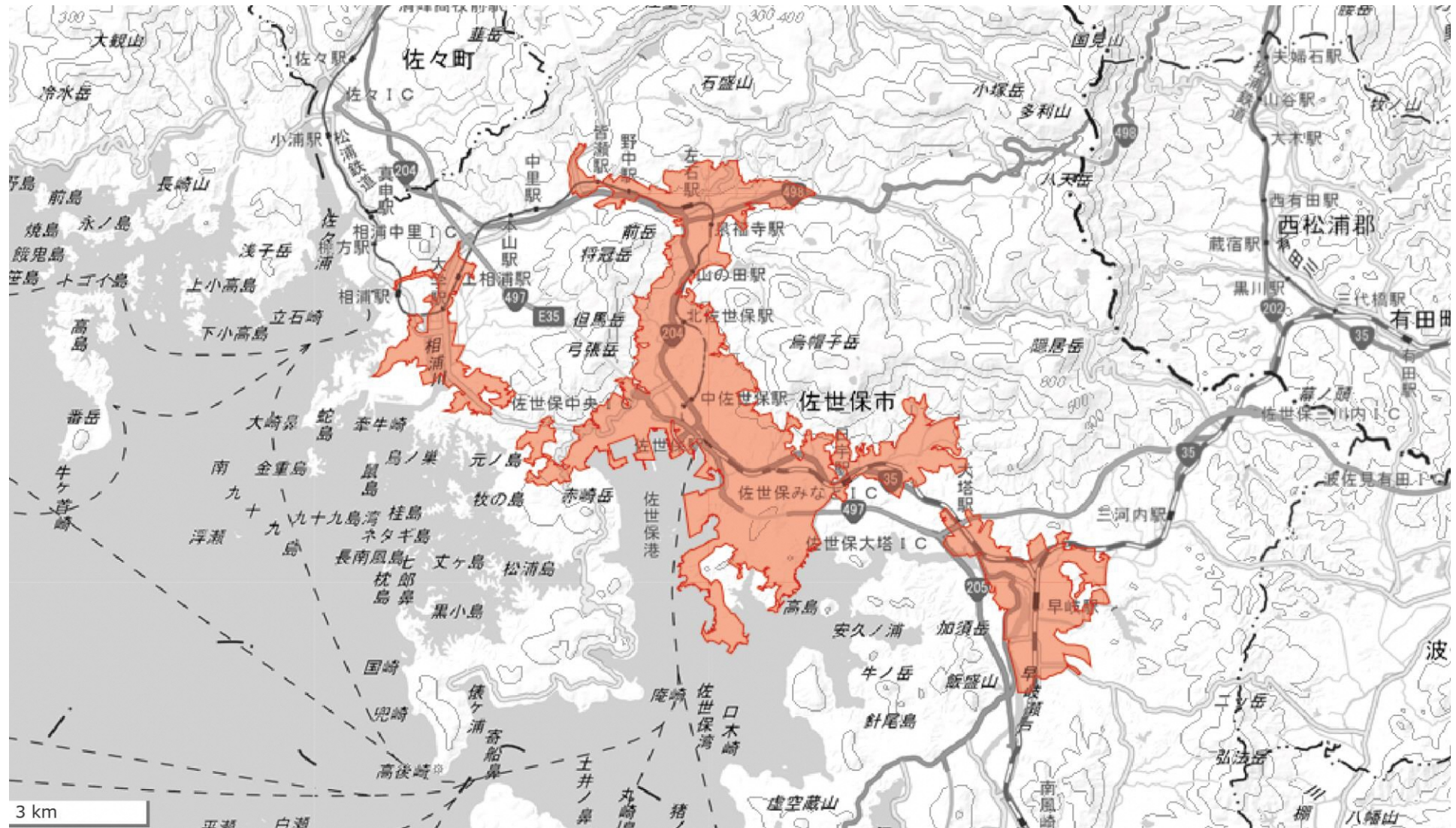


表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
佐世保市	西肥自動車(株)	1	(1) 岩下洞穴・ 瀬戸越団地線	小型			13				一括
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 2.「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

九運交企第49号
令和3年6月9日

佐世保市地域公共交通会議
会長 中島 勝利 殿

九州運輸局長
(公印省略)

交通不便地域の地域指定通知書

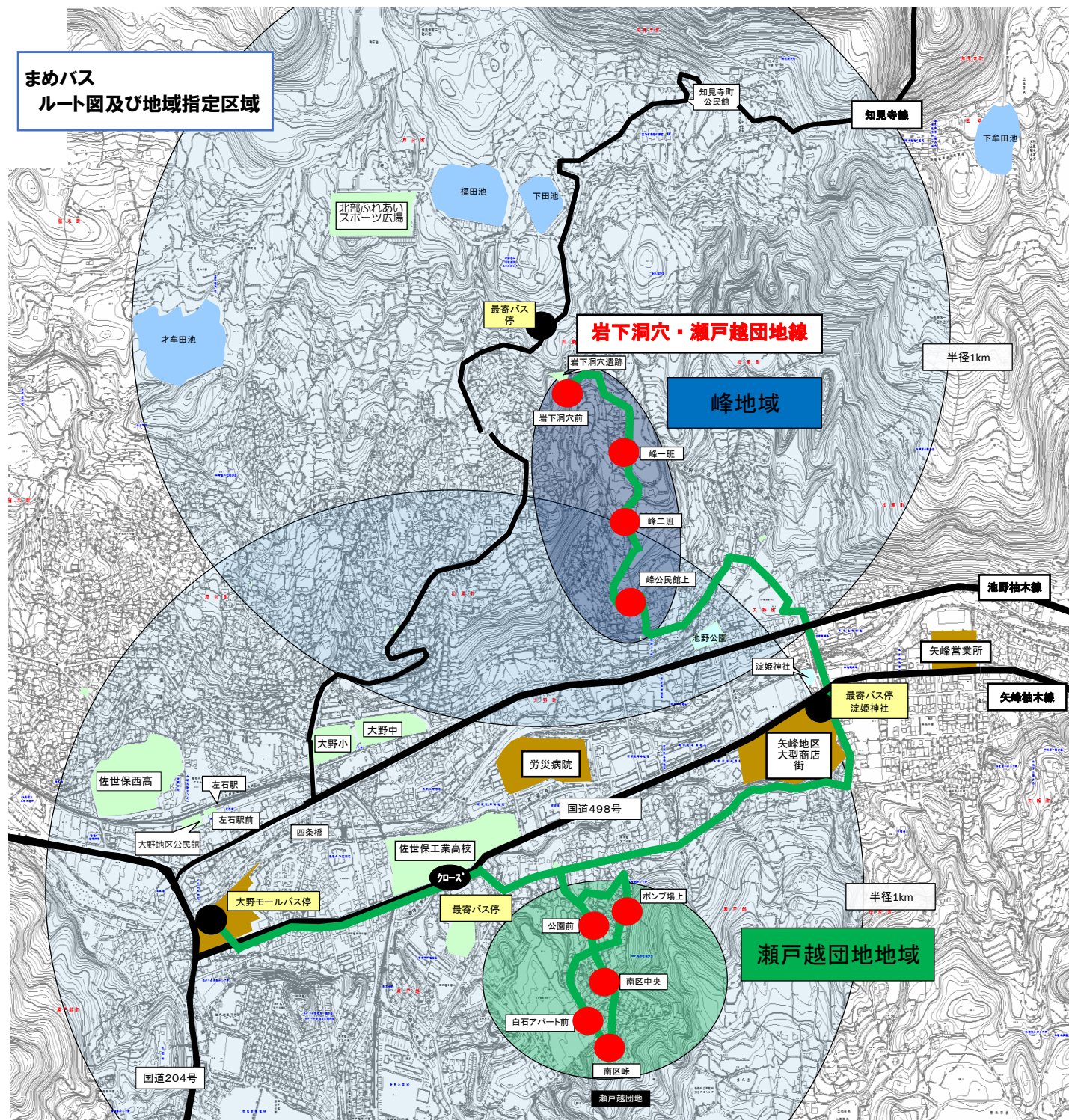
令和3年5月18日付け3佐公会第1号で申請のあった地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表7ハ②(2)にかかる交通不便地域については、下記のとおり指定します。

記

交通不便地域の指定区域
長崎県佐世保市
峰地域、瀬戸越団地地域

指定期間：令和3年10月1日から令和8年9月30日まで

まめバス
ルート図及び地域指定区域



市区町村名：長崎県佐世保市

本庁・支所別人口調

令和 7年 3月31日 現在
令和 7年 4月 1日 作成

[illegible]

※外国人を含めた集計です。()は外国人の数です。

●大野地区「まめバス」について

1. 運行開始日

○社会実験:平成 24 年 4 月 16 日(月)～平成 25 年 3 月 29 日(金)

○本格運行:平成 25 年 4 月 1 日(月)

2. 運行計画概要

岩下洞穴・瀬戸越団地線

運行日:月曜日から金曜日(土日祝、1 月 2～3 日運休)

運賃:大人 350 円、小学生以下 180 円(未就学児は同伴者 1 名につき 2 名まで無料)

※令和 7 年4月 1 日料金改定

運行車両:ハイエース(旅客定員 12 名)

※運行時刻・路線図は別添のとおり

【時刻表】

岩下洞穴・瀬戸越団地線

岩下洞穴⇒瀬戸越団地⇒大野					
自由乗降区間	岩下洞穴前	8:40	10:52	12:37	15:47
	峰一 班	8:41	10:53	12:38	15:48
	峰二 班	8:42	10:54	12:39	15:49
	峰公民館上	8:43	10:55	12:40	15:50
自由乗降区間	淀姫神社	8:47	10:59	12:44	15:54
	公園前	8:51	11:03	12:48	15:58
	南区中央	8:51	11:03	12:48	15:58
	南区峠	8:52	11:04	12:49	15:59
	白石アパート前	8:52	11:04	12:49	15:59
降車のみ	ポンプ場上	8:53	11:05	12:50	16:00
	工業高校前	8:55	11:07	12:52	16:02
	大野モール	8:57	11:09	12:54	16:04

大野⇒瀬戸越団地⇒岩下洞穴					
乗車のみ	大野モール	10:30	12:15	15:25	
	工業高校前	10:33	12:18	15:28	
自由乗降区間	公園前	10:34	12:19	15:29	
	南区中央	10:34	12:19	15:29	
	南区峠	10:35	12:20	15:30	
	白石アパート前	10:35	12:20	15:30	
	ポンプ場上	10:36	12:21	15:31	
自由乗降区間	淀姫神社	10:40	12:25	15:35	
	峰公民館上	10:44	12:29	15:39	
	峰二 班	10:45	12:30	15:40	
	峰一 班	10:46	12:31	15:41	
	岩下洞穴前	10:47	12:32	15:42	

岩下洞穴・瀬戸越団地線

才幸田池

佐世保西高

左石駅

大野地区公民館

大野モール

大野小

大野中

佐世保工業高校

労働病院

工業高校前

公園前

南區中央

白石アパート前

南區峠

瀬戸越団地

池野公園

峰公民館上

淀姫神社

矢峰営業所

矢峰地区大型商店街

矢峰神社

池野柚木線

池野柚木線

国道498号

国道204号

佐世保市・佐々町 地域公共交通計画

令和7年3月

佐世保市・佐々町

ネットワークを構成する路線等の交通区分と役割

交通区分	役割	モード	該当する路線等	確保・維持策
広域交通	・区域外と区域内を結び、区域内の「都市核」、「地域核」、「生活核」を経由する鉄道・バス・航路。 ・区域内外との広域的な移動や、通勤・通学をはじめとした区域内の移動を担い、一定の利便性の確保を図る。	鉄道	・ＪＲ九州佐世保線 ・ＪＲ九州大村線 ・松浦鉄道	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
		バス路線	・吉井～佐世保駅前（知見寺経由） ・伊万里駅前～佐世保駅前 ・佐々バスセンター～江迎 ・嬉野バスセンター～佐世保駅前 ・嬉野医療センター～佐世保駅前 ・佐世保駅前～松浦駅前 ・佐世保駅前～平戸桟橋 ・西海橋西口～総合医療センター入口 ・西海橋西口～西高校入口	交通事業者と協議の上、地域公共交通確保維持改善事業（幹線補助）を活用し持続可能な運行を目指す
		航路	・佐世保～上五島航路（宇久島を除く） ・佐世保～大島・池島航路 ・佐世保～横瀬・川内航路 ・佐世保～相浦～津吉航路	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
基幹交通	・「都市核」と「地域核」を結び、主に「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」等の市街化区域を運行する基幹的な鉄道・バス路線 ・コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりの骨格となる主要な交通手段であり、移動需要に対応した利便性の高いサービス提供を図る。	鉄道、バス路線	・佐々バスセンタ～中里皆瀬～大野～佐世保駅前～早岐 ・相浦～日野～佐世保駅前～早岐	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保

補完交通	・「生活核」どうし、及び「地域核」と「生活核」を結ぶ鉄道・バス路線 ・コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを支える交通手段であり、主に路線バスの運行により、需要に対応した一定の利便性の確保を図る。	バス路線	・江迎～吉井～佐々バスセンター ・中里皆瀬～相浦 ・大野～柚木 ・早岐～江上～針尾 ・早岐～三川内 等々 ・天神、十郎原団地線 ・山祇線 ・木風線 ・山手循環線 ・花高団地線 ・江迎～鹿町～小佐々～佐々等々	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
		航路	・佐世保～上五島航路（宇久島） ・相浦～黒島・高島航路	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
生活交通	・「生活核」と分散する居住地を結ぶ地域に密着した交通手段であり、地域の交通事業者、地域住民の協力も得ながら、地域特性に見合った適切な移動手段の確保を目指す。	バス、多様な交通手段	・大野地区 ・宇久地区 ・交通不便地区等（区域運行型予約制乗合タクシー、路線定期運行型コミュニティバス（乗合タクシー）） ・タクシー ・海上タクシー	地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す。 交通事業者及び地域と連携した取組により一定以上の需要を確保

(2)地域公共交通確保維持改善事業の必要性

公共交通ネットワークを形成する路線・系統のうち地域公共交通確保維持改善事業としての必要性については以下のとおりである。

○幹線補助

- ・「広域交通」を担う広域幹線として、市民の通勤や通学、買い物等の日常生活において結びつきが強い佐々町をはじめ、近隣市町との間の移動を担っている。
- ・沿線人口が減少する中で、観光をはじめとした交流に係る需要の取り込みを図りつつ、地域内交通と広域幹線との連携を強化する上で特に必要な役割を担っている。
- ・一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保する必要がある。
- ・また、これら地域間幹線としての路線を維持し、利用者ニーズに応えることができるように、停留所等の環境整備やノンステップ、ユニバーサルデザイン車両や電気車両等といったバス車両の導入について、路線バス事業者等とともに検討し、導入を進めていく必要がある。

○フィーダー補助

- ・「生活交通」を担う路線定期運行型等の超小型乗合バス等により、市内の最寄り拠点施設までの移動や広域幹線並びに地域間幹線に接続する役割を担っている。
- ・また、特に、地域内での通院や買い物といった生活需要施設への移動や公共交通不便地域からの移動に欠かせない移動手段である。
- ・一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保する必要がある。
- ・また、これらフィーダー系統路線を維持し、利用者ニーズに応えることができるように、ノンステップ、ユニバーサルデザイン車両や電気車両等といったバス車両の導入について、路線バス事業者等とともに検討し、導入を進めていく必要がある。

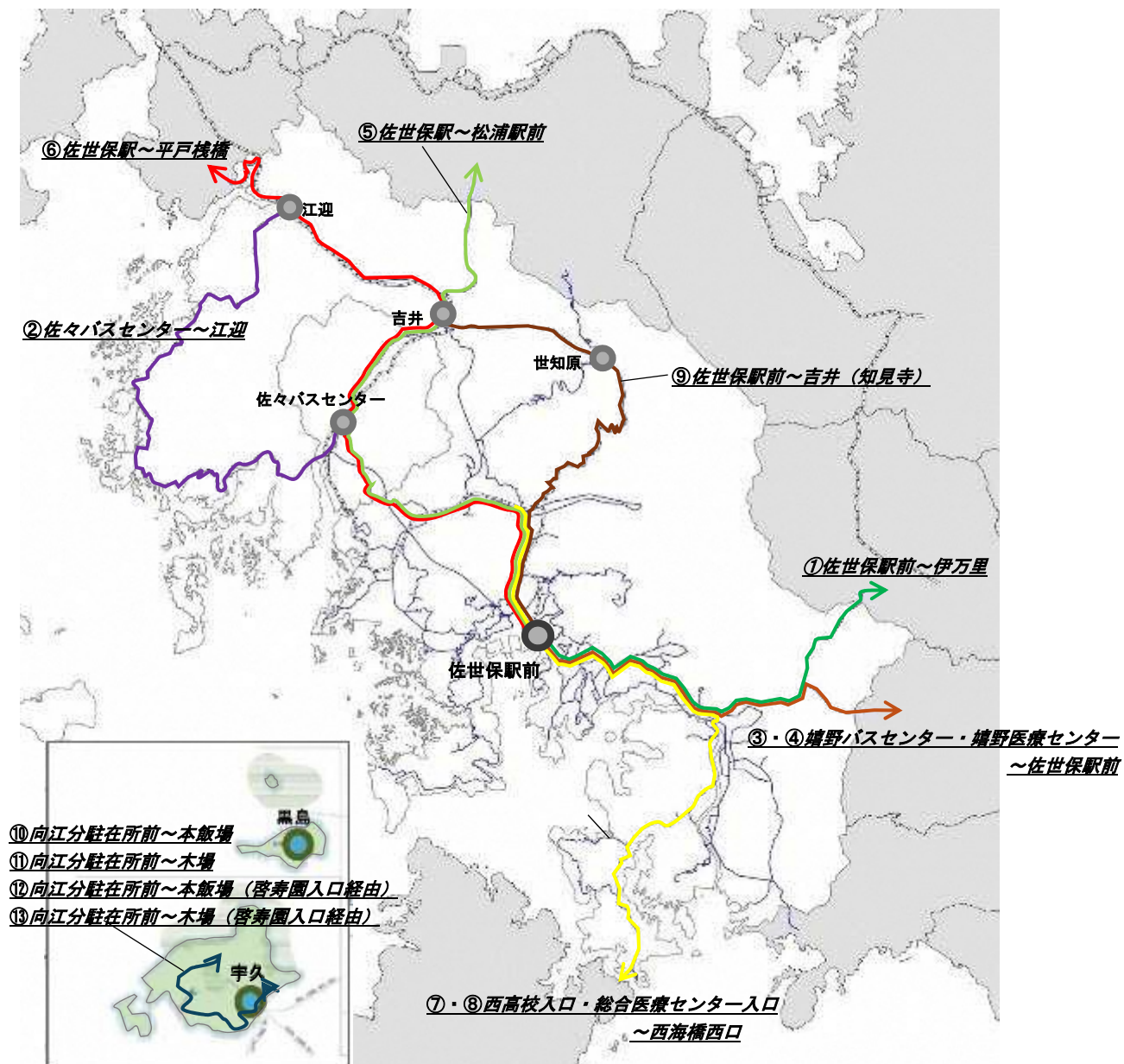
(3)ー1 地域公共交通確保維持改善事業及び実施主体【路線バス】

公共交通ネットワーク①

【広域幹線（バス路線）による移動サービス】

No	事業者名	系統名	起点	終点	運行態様	補助事業の活用
①	西肥自動車(株)	佐世保伊万里線	伊万里駅前	佐世保駅前	路線定期運行	幹線補助
②	西肥自動車(株)	楠泊線	佐々バスセンター	江迎	路線定期運行	幹線補助 減価償却費補助
③	西肥自動車(株)	佐世保嬉野線	嬉野バスセンター	佐世保駅前	路線定期運行	幹線補助
④	西肥自動車(株)	佐世保嬉野線	嬉野医療センター	佐世保駅前	路線定期運行	幹線補助
⑤	西肥自動車(株)	佐世保松浦線	佐世保駅前	松浦駅前	路線定期運行	幹線補助 減価償却費補助
⑥	西肥自動車(株)	佐世保平戸線	佐世保駅前	平戸桟橋	路線定期運行	幹線補助 減価償却費補助
⑦	西肥自動車(株)	佐世保西海橋線	西海橋西口	総合医療センター入口	路線定期運行	幹線補助 減価償却費補助
⑧	西肥自動車(株)	佐世保西海橋線	西海橋西口	西高校入口	路線定期運行	幹線補助
⑨	西肥自動車(株)	知見寺線	吉井	佐世保駅前	路線定期運行	幹線補助（市補助あり）
⑩	宇久観光バス(株)	宇久線（第1号）	向江分駐所前	本飯良	路線不定期運行	市単独補助
⑪	宇久観光バス(株)	宇久線（第2号）	向江分駐所前	木場	路線不定期運行	市単独補助
⑫	宇久観光バス(株)	宇久線（第3号）	向江分駐所前	本飯良 （啓寿園入口 経由）	路線不定期運行	市単独補助
⑬	宇久観光バス(株)	宇久線（第4号）	向江分駐所前	木場 （啓寿園入口 経由）	路線不定期運行	市単独補助

幹線・支線ネットワーク図（佐世保市・佐々町）



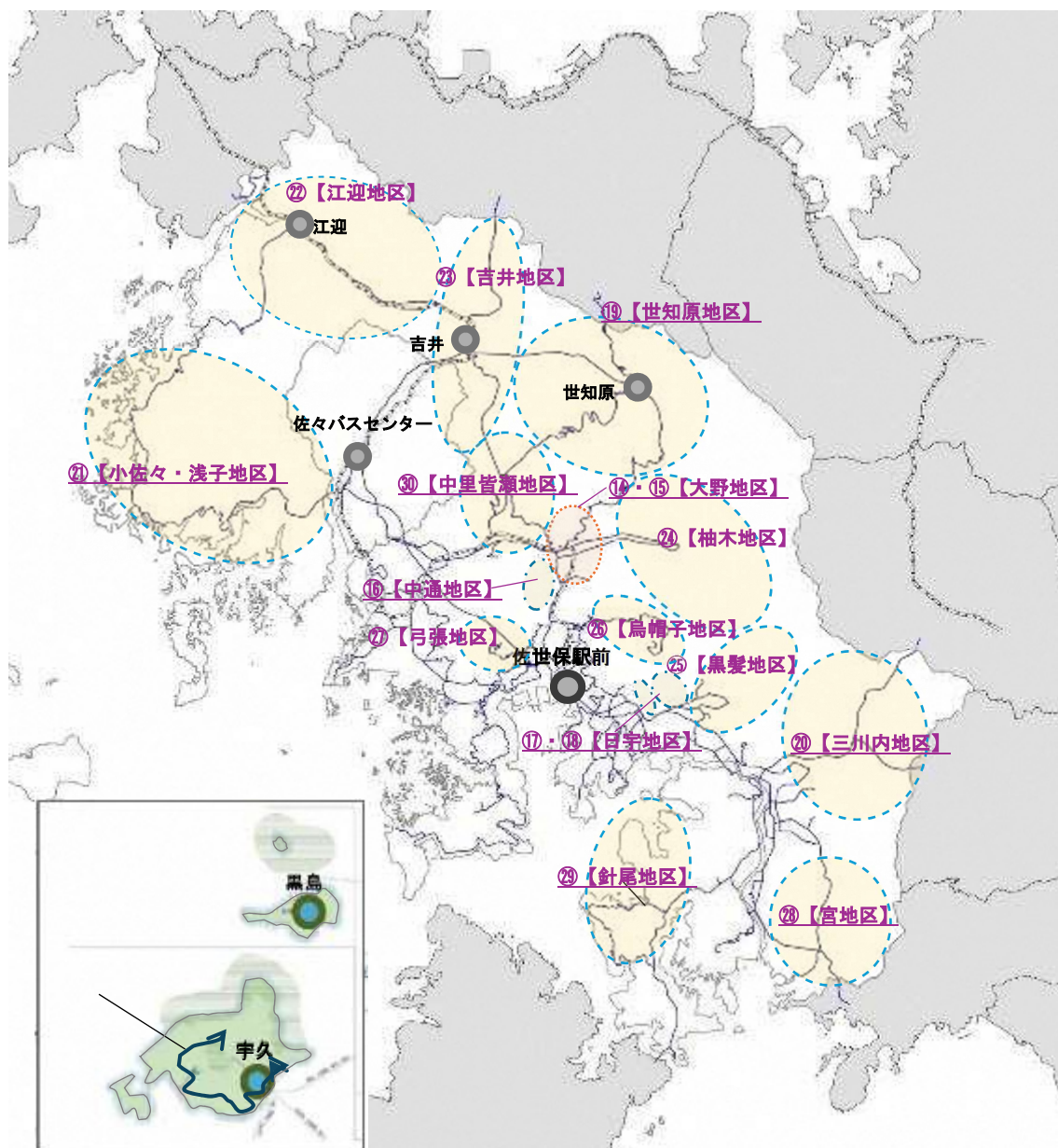
(3)ー2 地域公共交通確保維持改善事業及び実施主体【乗合タクシー等】

公共交通ネットワーク②

【地域に密着した移動サービス（乗合タクシー等）】

No.	事業者名	系統名	起点	終点	運行態様	補助事業の活用
⑭	西肥自動車(株)	岩下洞穴・瀬戸越団地線	岩下洞穴前	大野モール	路線定期運行	フィーダー補助 減価償却費補助
⑮	西肥自動車(株)	才牟田線	上楠木公民館	大野モール	路線定期運行	市単独補助
⑯	ラッキー自動車(株)	ふれあい号 (中通地区)	北地区公民館	俵町商店街	路線定期運行	市単独補助
⑰	国際タクシー(株)	すずかけ (日宇地区)	日宇支所前	黒髪バス停	路線定期運行	市単独補助
⑱	国際タクシー(株)	すずかけ (日宇地区)	日宇支所前	大和町経由 日宇支所前	路線定期運行	市単独補助
⑲	(有)世知原タクシー	世知原地区	世知原地区内		区域運行	市単独補助
⑳	(株)SHIROYAMA	三川内地区	三川内地区内		区域運行	市単独補助
㉑	大和タクシー(株)	小佐々・浅子地区	小佐々・浅子地区内		区域運行	市単独補助
㉒	大和タクシー(株)	江迎地区	江迎地区内		区域運行	市単独補助
㉓	大和タクシー(株)	吉井地区	吉井地区内		区域運行	市単独補助
㉔	ラッキー自動車(株)	柚木地区	柚木地区内		区域運行	市単独補助
㉕	佐世保観光タクシー(株)	黒髪地区	黒髪地区内		区域運行	市単独補助
㉖	(株)SHIROYAMA	烏帽子地区	烏帽子地区内		区域運行	市単独補助
㉗	元町タクシー(株)	弓張地区	弓張地区内		区域運行	市単独補助
㉘	佐世保タクシー(株)	宮地区	宮地区内		区域運行	市単独補助
㉙	佐世保タクシー(株)	針尾地区	針尾地区内		区域運行	市単独補助
㉚	長崎第一交通(株)	中里皆瀬地区	中里皆瀬地区内		区域運行	市単独補助

幹線・支線ネットワーク図（佐世保市・佐々町）



令和8年度地域公共交通計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)について

1 令和8年度計画申請について

現在、大野地区にて運行中のコミュニティバス「まめバス」の運行ルートである、岩下洞穴・瀬戸越団地線において、水道管工事に伴い運行ルート上で通行止めが発生するため、運行ルートの一部変更を行う。

なお、水道工事終了後には元のルートに戻すことを前提とするものであることから、地域公共交通計画本体の修正は行わない。

2 変更内容

・運行ルート

変更前 (起点)岩下洞穴前～(終点)大野モール

変更後 (起点)峰公民館上～(終点)大野モール※
(岩下洞穴前～峰一班～峰二班の発着無し)

※交通計画本体の修正は行わない

・系統キロ程

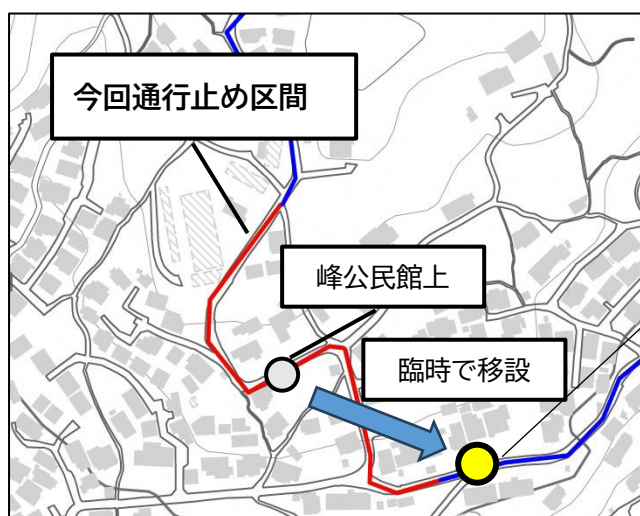
5.1km → 4.2km

変更期間:令和7年8月18日(月)～令和8年2月24日(火)

※運行時間や運行回数等の変更なし。

3 工事期間中の臨時停留所について

工事期間中について、「峰公民館上」バス停を以下の場所に移設して運行。



4 変更日

令和7年8月18日(月)